

## 3.11での大量死への対応～学際的な視点からの予備的な教訓

Sébastien Boret Penmellen、佐々木 宏之、木村 敏明

要旨：本稿では、東日本大震災の犠牲者の遺体管理について考察する。2011年3月11日、マグニチュード9.0の地震と津波が東北地方を襲い、沿岸部の都市は壊滅的な被害を受け、15,894人が死亡、2,558人が行方不明となった。膨大な数の犠牲者は、遺体を処置する施設（病院、遺体安置所、火葬場）の被害の大きさによってさらに複雑な状況に陥り、遺体処理が大幅に遅れてしまった。従来の火葬（防腐処理なし）では数千人規模の遺体をいっときに処理することは不可能で、国や自治体は火葬できない犠牲者の遺体を仮埋葬することで対応した。大量死の影響を理解するために、本稿では、仮埋葬を行った3つの都市の行政的、技術的、経験的な側面を検討した。インタビュー、アーカイブ、二次文献に基づいて、大量死を管理する責任者が経験した主要な医学的・社会的問題を明らかにした。その結果、仮埋葬は遺族だけでなく、市の職員にとっても負担やトラウマの原因となったことが示唆された。最後に、今後の日本および世界の危機において、大量死に対処するための可能な解決策について考察し、結論とする。

### 1. 津波犠牲者の遺体

2011年3月11日、東北太平洋沖で記録的なマグニチュード9.0の地震が発生した。10メートルから40メートルにも及ぶ津波は、1時間以内に沿岸部のほとんどの地域を洗い流した。多くの人々が高台や高層ビルの上に避難をした。情報の遅れ、津波の危険性の認識、判断の誤りなどにより、多くの住民が津波に襲われ、犠牲となった (Ranghieri and Ishiwatari 2014)。15,894人が死亡し、2,558人が行方不明となった。消防、警察、自衛隊等による懸命の搜索活動も山のようながれきのなかで困難を極めた (宮城県警察災害警備本部 2014, 前野 2016)。犠牲者の遺体が無傷で発見されることはほとんどなく、「遺体」といっても部分的にしか残っていない不完全なものが多く、身元の確認も困難であつ

た。法律で定められているように、各人の死亡を証明し、身元を確認しなければならなかった。最初にボランティアとして参加したのは、医師、特に歯科医師であった。歯は人によって異なり、切断された遺体に残された唯一の特徴でもあった。

犠牲者数の多かった自治体は遺体の保管という大きな課題にも直面した。このように多くの犠牲者数に対応できるような遺体安置所はなかった。各自治体は、津波の被害を受けていない広い施設、場所を探さなければならなかった。多くの人々が遺体の尊厳を保つためにボランティア活動を行った。遺体は身元が確認され、遺族のもとに戻され、通常の火葬や葬儀が行われることになっていた（藤代 2012）。火葬場が破壊されたり、燃料が不足していたり、火葬される遺体の数が多すぎたりして、火葬されるまでに数週間かかる遺体もあった（横田勇 2014）。安置施設が不足し、仮埋葬に頼らざるを得ない地域もあった。マスコミは、このような異例の大量仮埋葬の様子を、災害の異常な規模を象徴するものとして、いち早く報道した。一方でこのような災害時の遺体を扱った研究は極めて少ない（中川 2015）。

この予備的研究は、犠牲者の遺体を扱う日本人の経験を包括的に理解するための第一歩である（船木伸江2006, 杉正仁2017）。著者らは、日本の犠牲者管理に精通している人類学者、宗教学者、医師の3人で構成されている。そして、その自治体を訪問し、インタビューを行い、記録やその他の文書を収集した。その他の情報は、既存の文献、政府の報告書、大衆文化などから収集した。

本稿は、2つのセクションで構成されている。第1部では、対象となる3つの自治体の経験について報告する。それぞれのケーススタディは、まず都市の概要と災害の影響を説明し、次に災害対策の時系列を示す。次に、これらの都市における災害対策本部の運営状況を時系列で紹介する。時系列のアプローチは、組織を管理する担当者の経験を反映したものである。本論文の第2部では、これら2つのケーススタディから得られた知識について議論する。3都市の経

験の共通点と相違点を導き出し、仮埋葬の問題、災害記録・忘却・記憶の問題、大量死の認識と準備の問題について論ずる。そして、より多くの教訓を得て、今後の災害対策に生かす必要がある

## 2. A市

A市は、2011年の東日本大震災当日には、宮城県で最も被害の大きかった都市の一つとなった。宮城県の他の海岸線と同様に、その地形は比較的平坦である。10メートルの津波は防波堤の抵抗を受けず、市の面積のほぼ半分が浸水した。2万9千人が家を失い、港のほとんどが破壊された。犠牲者は3,554人、行方不明者は421人にのぼり、市の集計では災害関連死も275人にのぼった<sup>1</sup>。これにより、東日本大震災の自治体別犠牲者数では最多となった。浸水した土地で人口密度が低かったことがなければ、この数字はもっと高くなっていただろう。犠牲者数は、人口の2.2%に相当する。停電・断水などのライフライン途絶、津波浸水による道路網の寸断、遺体回収に充てられる人員不足といった物理的要因や、災害によるショック・トラウマなど被災者の心理的要因によって、犠牲者の遺体回収には時間がかかった。

3月15日には、がれきの中から3,000人以上の遺体が発見されたと推定された。溺死体は重く、また多くのがれきや降雪といった状況が遺体搜索や搬送を非常に困難にした。遺体数の多さが市役所の処理能力をはるかに凌駕した。最も収容・搬送の多かった日は、警察や自衛隊が1,200人の遺体を収容・搬送した。市役所には、回収した多くの遺体を安置する施設も場所もなかった。衣服の脱げた状態で運ばれてくることもあれば、納体袋に入れられて運ばれてくることもあり、時には棺桶に入れられて運ばれてくることもあった。遺体安置所に納体袋がないときは、病院のシーツや白い布を使っていた。このような状況の中で、市職員は、遺族が遺体を引き取るまで、遺体を管理し続けなければならない

---

1 サッカー・野球場に仮埋葬 石巻市『やむを得ぬ』朝日新聞 DIGITAL 2011年4月7日、<https://www.asahi.com/special/I0005/TKY201104070197.html> (2022年12月23日最終閲覧)

かった。

## 遺体安置所の管理

遺体安置所の管理は、生活環境に関する部署の最初の仕事となった。A市では、災害対策の一環として大規模な仮設の遺体安置所を設置した。体育館や公園などを利用した。犠牲者の身元を確認するためには、遺体安置所が欠かせない。医師や歯科医師が遺体安置所に来て死亡を証明し、警察や遺族に身元確認情報を提供した。行方不明者を探している家族は行方不明者の氏名や服装、特徴、そして自らの連絡先などを担当者に伝えた。遺体の身元が確認されると、遺族が遺体を搬送して火葬する手段を得るまで、遺体は遺体安置所に置かれた。しかし、インフラや火葬場が不足しているため、通常の葬儀と埋葬に何週間も要してしまうという日常的にはあり得ない現実があった（山田 2019）。最後に遺体安置所では、遺体の身元確認を行う担当者や医師、警察官のほか、来訪した僧侶がお経を読むなどして、犠牲者・遺族のケアが行われた。

2011年の震災では、遺体安置所が2カ所に設置された。それぞれに管轄する警察署が割り当てられた。1カ所目の遺体安置所ははじめ①公立高校の体育館に設置され、4月18日までに、1日当たり63体、計672体を収容した。4月19日に、①の公立高校から②体育研修センターに移設された。7月24日までに739体を収容、さらに③公共広場に移された。10月20日に最後の2体を収容し、最終的に計754体を収容した。

2カ所目は発災後の数日間、④市立体育館に設置された。しかし、すぐに1日100体以上の遺体が殺到し、3月16日には304体に達した。その後、3月15日に開設された⑤旧青果市場に移設された。この施設では当初、1000体程度の収容を想定していた。が、6月30日には収容数が2430体に達した。収容できなかった遺体は仮設テントで保管された。その後、2カ所目の遺体安置所は③の広場と集約され、さらに40体の遺体を収容し、11月30日までに計2470体を収容した。

2カ所の遺体安置所で計3,224体の遺体が収容された。

市役所では、感染症等の災害によって数百人が死亡し対応を要する事態は事前想定していた。しかし、これは近隣の葬儀場や寺院に収容できる遺体の数での合計で、これほど多くの遺体発生を想定しておらず、遺体対応はいわば「即興的」に行われた。旧青果市場が使用されていなかったことは不幸中の幸いだった。

### 仮埋葬と火葬

慣習的に行われていた遺体の火葬は、A市や東日本大震災で被災したすべてのコミュニティにとって、より重大な課題となった。多くの火葬場が損傷したり、燃料が不足したりしていた。市の火葬場は無事だったが、遺体の数が多すぎて処理能力を超えてしまった。この施設は平時、1日平均9体の遺体を火葬していた。火葬場を昼夜問わず稼働させれば、1日平均18体まで火葬できたが、炉を損傷する可能性が高く実現には至らなかった。このため、火葬処理に間に合わない災害死の遺体について、3月25日で火葬を中断し仮埋葬（一時的な土葬）を行うことになった。3月16日から25日の間に火葬された災害死の遺体は147体だった。その後、A市では遺体を数週間から数ヶ月間仮埋葬することになった。気温が上がれば、遺体は急速に腐敗してしまうからだ。

日本の当局はこの危機に対応して、仮埋葬を認めた。市役所職員へのインタビューによると、仮埋葬の判断は、役所にとっても遺族にとっても苦しいものだったようだ。そのため、市役所職員は、身元の判明した犠牲者のうち、希望した遺族に対してのみ仮埋葬を行った。仮埋葬が法的義務ということではなかったものの、他に方法が見つからない多く遺族たちは、仮埋葬を選択せざるを得なかった。

仮埋葬用の溝の掘削や、遺体安置の管理(どの遺体をどの溝に仮埋葬するか)は従事した建設会社に任された。仮埋葬についてA市は既存の共同墓地を調査

していた。1つ目の仮埋葬地は古い共同墓地で、数年後にはいわゆる「墓じまい」されて新しい場所に移される予定だった。残っていた古い遺骨を改葬した後、墓石は順次、新しい墓地に移されていた。

2つ目の仮埋葬地は、総面積33,600平方メートル（2ヘクタール）の旧サッカー・野球場に設置された。市は他に広い平地を確保できず、レクリエーションのための場所であるにもかかわらず、この場所を選んだ。面積の4分の1を使って、最大1,000人の遺体を一時的に埋葬した。旧墓地と同様、建設作業員が作業を行った。作業は4月1日から始まった。深さ1.5メートルの溝を21列作った。名前が読み上げられ、遺族は手を合わせて献花した。初日は約40人の遺体が仮埋葬された。国の方針で原則として生存者のために活動する、とされていた自衛隊員も埋葬作業に従事したが、他業務への配置換えのため2011年4月初旬には埋葬作業から撤収した。復興に先立ち、4月11日の作業開始前に礼拝が行われた。市役所職員や工事関係者など40人が参加した。僧侶が儀式を執り行い、香を焚いた。建設会社が仮設の祭壇を設置した。

火葬に際し、仮埋葬地から火葬場への搬送手段（自家用車、レンタルトラック、葬儀社の霊柩車など）の確保は遺族に求められた。震災による犠牲者遺体の火葬が必要に間に合っていないことに対し東京都は、発災直後から遺体の無料火葬についてA市に協力を申し出ていた。しかし、これには何百体もの遺体をどのようにして東京まで搬送するかという大きな課題があった。4月11日、A市は、トラックの荷台に柵を設置し20～30体の遺体を積載し搬送することを決定した。連日、関係者が集まり、遺体の身元を確認しながらトラックに積み込んだ。この大きな「霊柩車」が東京都の火葬場まで連日往復を繰り返した。火葬の際には、遺骨の取違いを防ぐため、遺体の埋葬火葬許可証及び棺番号が炉に貼付された。A市職員は、棺が入っていくところと火葬された遺骨が出てくるところを写真に撮り、遺族に遺体と遺骨が間違えていないことを証明するためであった。職員は火葬後、炉に張り付けた埋葬火葬許可証を骨壺に張り付

けA市まで搬送し遺族に遺骨を引き渡した。この作業は5月31日まで毎日続けられ、A市の遺体519体が東京で火葬された。

### 3. B市

B市は、人口は42,903人、面積は100km<sup>2</sup>とA市よりも小さい。2003年7月26日に宮城県北部地震（M6）を経験した。この経験を生かして、同市では自主防災組織の立ち上げ、防災マニュアル・減災マップ整備、備蓄倉庫・小中学校や公共施設の耐震化などが進められた。これらの対策によって、2011年の東日本大震災がもたらした影響は限定的であったとB市は後に発表している。

B市の津波の影響はA市とほぼ同様で、浸水した土地の割合は43.7%に相当する。津波によって11,077家屋が倒壊し、15,185人が住む場所を失った。犠牲者数は1,109人、行方不明者数は24人となった。これは、被災した市町村の中で4番目に多く、当時のB市人口の2.7%に相当した。同市報告によると、犠牲者の中には非居住者が10人いたが、外国人はいなかった。

消防・警察・自衛隊員等は、がれきの中から遺体搜索・収容を行った。また、トラックを使って、被災現場から仮設の遺体安置所に遺体を搬送した。遺体は青いビニールシートで包まれ搬送された。遺体管理は、B市の環境部門が中心となって行ったが、3月31日までは市民生活部門や税務部門からもスタッフが参加した。

#### 遺体安置所の管理

A市と同様に、B市の防災計画には大量死を想定した遺体安置所の設置が盛り込まれていなかった。当初は、当時使用されていなかった旧衛生センターの土地に遺体安置所が設置された。その後、遺体安置所は、より広い体育館に移設された。遺体安置所には最大で約500体の遺体が収容されており、そのうち369体が後に仮設墓地に運ばれたが、実際の数や過程についての公式記録はな

い。遺体の洗浄や清拭などは葬儀会社が行った。遺族の中には、読経のために僧侶を伴った人もいた。

## 仮埋葬と火葬

市は発災直後の1週間、災害犠牲者と通常死の遺体の両方を並行して火葬した。平時、火葬場では1日に4体を火葬していたがそれを8体まで増やした。災害犠牲者の遺体は無料で火葬された。しかし最終的に、B市ではそれが持続不可能であると判断し、3月22日からは通常死の遺体のみ火葬を継続した。B市の災害犠牲者の多くの遺族にとって、遺体を火葬する場所を新たに見つけることは大きな課題であった。市職員の報告によると、遺族は、自家用車やレンタカーで遺体を火葬場まで搬送する必要がある。多くの遺族は数時間かけて近隣の県まで火葬に赴く必要があった。

B市では、火葬する手段が見つからない遺族のために、仮埋葬を行った。これほど多くの遺体に対応する事前計画はなく、その場で仮埋葬する場所を決めなければならなかった。B市が選んだのは、市が所有していた旧衛生センターの土地だった。住宅地に隣接していないという利点もあった。市は周辺住民に状況を説明したが強い反対意見はなかった。

仮埋葬は3月22日から9月まで行われた。仮埋葬には遺族の同意を極力取った。当初、埋葬作業に従事したのは自衛隊員だった。建設業協会が掘った穴に棺を安置し、自衛隊員は納められた棺の一つ一つに敬礼後、重機で棺に土をかぶせた。はじめの2体は青いビニールシートだけで覆われて埋葬された。しかし、遺族の中には棺が用意されていないことに不満を持つ人もいた。その後、適切な棺を用いて再埋葬されたが、不足していた棺の到着には1週間以上要した。

遺体の多くは腐敗が激しく、体液も多く出ており、取扱いは大変な作業だった。市がこのような作業を行うには、建設業協会の協力が不可欠であった。建設業協会を説得して、遺体の搬出を手伝ってもらうことになった。建設業協会



からは「体液が出ないように」と要望があったが、遺体は7月から8月にかけて腐敗し要望のようにはならなかった。

はじめB市は、それぞれの仮埋葬区画に番号のみを振っていた。しかし、遺族の要望もあり、市は犠牲者の氏名、居住地を記した木製の墓標を設置した。合わせて、お供え物用の祭壇と花立ても設置した。

仮埋葬の後、遺族は市内外の火葬場を探して予約した。仮埋葬から5日後に火葬された犠牲者もいた。多くの遺族は、葬儀会社の支援を利用した。また、B市はA市同様、東京都からの無料火葬の協力申し出を受けていたことから、東京の火葬場で火葬を希望する遺族もいた。東京の火葬場において、4月21日から25日、4月29日から5月1日にかけて、合計83体の遺体が火葬された。A市とは異なり、東京都が委託した輸送会社が遺体を搬送した。B市では、棺に死亡証明書を入れる作業を担当し、火葬場の作業を監督するため市職員を東京都に2回派遣した。火葬された遺骨は、仮設墓地に設置されたプレハブ建物に保管された。

#### 4. C市

C市は宮城県の沿岸部中部に位置し、人口4,3870、世帯数18,416（2021年9月30日現在）の中規模の地方である。沿岸のZ地区、商業地であるY地区、小高い丘陵地のX地区からなり、ZやXでは米作や畑作を中心とした農業を主たる産業としている。また、南側の市境には仙台空港があり、また沿岸部の道路によって仙台港とのアクセスもよいところから沿岸地域には大規模な工場もみられる。近年は仙台市のベッドタウンとしても注目され、JR駅周辺を中心に新興住宅地が拡大をみせている。町の中心にはw神社があって、かつては2月の初午祭りの際に臨時列車が出るほど多くの参拝客を集めていた。現在でも正月の初詣の時期には参拝客でにぎわう。

東日本大震災ではZ地区を中心に津波による大きな影響を受け、市域の48%

(29km) が浸水するとともに736戸の家屋が全壊、509戸が大規模半壊した。人的被害も直接死180名、間接死6名、行方不明1名にのぼる。これは上述のA市、B市に比べれば軽微であるとも言えるが、Z地区に限れば震災直前(2011年2月28日)の8841名の人口のうちおよそ1.5%の方が亡くなったということになる。

### 三師会との協定

C市における被災者の遺体に対する対応の大きな特徴は、市が事前に「三師会」と協定を結んでいたという点である。具体的には平成21年(2009年)5月21日に薬剤師会と「災害時の薬剤師会の医療救護に関する協定」、医師会と「災害時の医療救護活動に関する協定」、歯科医師会と「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」が締結されている。東日本大震災の後、医師会との協定は2016年4月1日に、歯科医師会との協定は2015年4月1日に内容修正のうえで再締結されているが、いずれにせよ震災の時点で既にこのような協定が存在していたことが大きかった。

このような協定が結ばれていたのにはC市独自の事情があった。C市には上述の通り国際空港があったため、飛行機事故を想定してあらかじめ自治体と三師会が協定をつくっていたのである。C市歯科医師会会長のD氏によると、この協定を準用する形でC市ではいち早く遺体の検案の体制を整えることができたという。実際、東日本大震災の後、医師会・歯科医師会・薬剤師会のスタッフは3月12日の朝7時にC市保健センターに集まって対応を話し合っている。

更に、この協定に基づいた飛行機の火災救難訓練が空港で行われていたことが迅速な対応につながったとの指摘もある。C市医師会会長のE氏は「机上訓練とか書類の訓練だけでなく出勤していましたから。だから今回の地震でも情報伝達だけで、フットワークよく出勤して気軽に救難救護所の形作ることができたんですね。」と述べている。

## 葬儀業者の関与

C市では震災直後からいち早く市役所の向かいにあった市民体育センターを遺体の安置所とし、そこで警察による検視、医師による検案、歯科医師による歯科所見の確認、遺族による身元確認までを一貫して行う体制をとった。特にその際に特徴的であったのは、安置所の運営にかなり早い時期から地元の葬儀社が関わったことである。

東日本大震災の翌日3月12日の朝8時半、C市市内の葬儀会社F葬儀社の社長のもとを当時の市の防災課長が訪れ、市長に会って欲しいとの要請があった。社長が急いで市役所を訪れると、市長から体育センターに開設する安置所を運営することを依頼されたという。それ以降、6月10日の閉鎖までこのF葬儀社が警察や市と話し合いながら安置所に関わる様々な業務を取り仕切った。このことは安置所の運営をスムーズにするうえで極めて有効であった。葬儀社としての日ごろの業務の中でF葬儀社には遺体や遺族との関りや葬儀のあり方についてのノウハウが培われ、また地元の人々や業界の企業とのつながりが蓄積されていて、これらを安置所の運営に生かすことができたからである。

## 棺とドライアイス

被災地域の中には身元が分かった遺体のみを棺に納め、身元不明の遺体はブルーシートの上に置くという方法をとった地域もあったが、C市の安置所では、家族が安心できるよう検視が終わった遺体はすべて棺に納めた。その際、身元の確認が容易になるよう、裸のまま布団でくるみ、また「ホトケさまに差をつけてはだめだ」という考えからすべて同じ標準型の棺に納めたという。また、棺には見つけた順番に番号がふられその番号順に並べられていたが、家族であることが確認できた棺についてはF葬儀社が責任をもって管理することを約束したうえで順番を無視して隣同士に並べる措置をとった。棺については震災の翌日に市長からの要請があり、市内にあった問屋にお願いして確保してもらった。

停電でドライアイスを作ることができなかつたため、遺体の安置所では遺体

の損傷を防ぐためのドライアイスの不足が問題となった。葬儀社が中心になって遺体の体液を拭いたり線香をたいたりしたが、遺体の状況は日に日に厳しくなっていた。結局葬儀社がつて秋田の業者からドライアイスを買ってもらうことができたが、他の地域にも分配することになって全てを岩沼で使うことはできなかった。

## 火葬

C市では15日に火葬場が再稼働している。F葬儀社は安置所を取り仕切る一方で亡くなった方全員を「火葬にしてあげなければならないという使命感」から、早い時期からC市の火葬場と協議を行い、通常一日4体までのところ最大6体まで火葬できる体制を整えた。そのことによりC市では全ての遺体を火葬することができた。当時のC市の火葬場には寺院があり、最初の頃にはその寺院の住職がボランティアでお経を読んでもらった。また、家族以外は遺体安置所に入れなかったため、火葬場には地域の人々が見送りに多数集まっていた。

## 5. 予備的な教訓を得る（ディスカッション）

大量死を定義する数字はない。しかし、数量には十分注意しなければならない。つまり、1000体の遺体管理は、100体の場合と全く違う。上の事例のC市が他に比べて比較的秩序だった対応ができた理由のひとつに、このような犠牲者数の違いがあることを見逃してはならない。この基本的な事実から、大量死には犠牲者数を考慮した慎重な計画が必要であると考えられる。

日本では、土葬はごく一部の場合を除いてほとんど行われていなかった。腐敗した遺体を土に埋めるというイメージは、もはや日本の死の文化の一部ではない。火葬が「正しい」遺体の処理方法なのだ。

一般的に、土葬がもはや行われていない地域では、一時的であっても土葬は文化に反するものと見なされる。私たちの簡単な調査によると、災害という状況は、遺族や地方自治体が仮設墓地を建設することを容易にすることはなく、

むしろ困難にすることを示している。A市職員は、災害で既に受けたトラウマを増やさないために、可能な限り慣習に従って火葬すべきである、と話していた。したがって、「即興的な」仮設墓地を設置しなくてもすむよう利用できる技術や解決策について、自治体にはより多くの事前調査を行う必要がある。また、大量死を災害対応計画に組み込み、大量の犠牲者に対応する施設や人材を事前に特定することも必要である。

今回の予備調査では、訓練を受けずに遺体を処理したスタッフの心理の問題も触れている。A市では、現場で遺体管理を担当していたX氏が、「遺体管理を担当する事務職員だけが大変な状況ではなかった」と述べた。A市の職員全員が苦難を経験しており、遺体管理に携わっているだけで特別なケアを受けてはいけないという気持ちがあった。若いスタッフに影響があるのではないかと思っただが、それも何も報告されなかった。インタビューにご対応頂いた管理職の一人は「(自らの精神状態を保つためにも一人一人の犠牲者について深く考えないようにして対応していた」と言っていた。継続して対応を続けるためには、遺体や遺族とこのような距離感が必要だったのだ。

2011年6月には、東北大学のメンタルケアを専門とする教員から心理的サポートを受けることができた。同教員の研究室は約1年間、市職員のケアを行った。2012年5月からは臨床心理士を配置し、引き続き職員のケアを行った。インタビューに応じたB市職員は、津波を経験する前は「遺体を見たり触ったりするのは嫌なものだ」と想像していたそうだ。彼は、他のB市職員と同様に、精神的なケアを受けたことを思い出す。しかし、A市の職員同様、遺体管理に携わる職員に何か特別なケアが必要だったという記憶はないと話した。遺体管理に携わる職員と携わらない職員、さらには他のトラウマ的な経験をした職員を区別するのは複雑なようだ。

地方自治体の職員だけでなく、医療従事者、様々な業者、宗教者との連携も課題となる。C市ではたまたま飛行機事故を念頭に三師会との協定が結ばれ

ていたことが震災後の迅速な対応につながった。また、地元の葬儀社を遺体安置所の運営にうまく巻き込むことで、その業者がもつ遺体管理のノウハウや業者間のネットワークを利用することができた。このような対応からは学ぶべき点が多いであろう。

遺体管理に関連した業務の記録について、A市から詳細な記録文書や地図などが提供された。その中には、3月11日から仮設墓地を閉鎖した8月17日までの主な活動内容が時系列で記されていた。別の文書には、人口統計、浸水地域、市街地での犠牲者や行方不明者など災害に関する基本情報が記載され、電子ファイル化されていた。また、火葬された遺骨や遺品を収容し、遺族に引き渡すための仮設施設の情報、地図、写真などもあった。これらの資料は、担当者等が「これらの記録が未来に役に立つかもしれない」と考え残したものだという。

A市が残した実体験に即した多くの資料から、将来の災害に備えて日本が考えておかななくてはならない貴重な教訓を読み取ることができる。つまり「記録」が将来への災害対策をより確かなものにするのだ。A市の多くの資料が教えてくれることは、大量死への対策も、その他の災害対応と同様に、詳細な記録やエビデンスがたしかな教訓も導き出し、対応を改善するのに役立つということだ。

## 結論

東日本大震災犠牲者の遺体管理について、日本社会は大量の犠牲者が出るような事態に十分備えていなかったことがわかった。日本では近い未来に、南海トラフ地震や首都直下地震など多くの犠牲者の発生する大地震が必ず発生すると予測されている。このような状況下で、日本社会がどのように大量死に準備、対応すべきか考えてみたい。現在までに、災害時における大量死管理に関する研究はほとんどない。過去に被災した自治体や遺族、その他の関係者の経験を蓄積することで、大量死への対応を改善することの意義や必要性を学ぶことができる。

## 参考文献

### 海外文献

Ranghieri, Federica, and Mikio Ishiwatari. [2014] "Learning from Megadisasters: Lessons from the Great East Japan Earthquake." In The World Bank, edited by Federica Ranghieri and Mikio Ishiwatari, 363. Washington: The World Bank.

### 日本語文献

岩沼市史編纂委員会(編) [2022] 『岩沼市史11特別編Ⅲ震災』

杉正仁, 高相真鈴, 中川季子, 村上典子, 古川智之 [2017] 「大規模災害における理想的な死体検案・身元確認作業について—遺体発見から遺族におかえしするまで—」『職災医誌』65号

中川武子 [2015] 「わが国における災害時の遺体に関する現状の研究」『人間文化研究科年報』30号

藤代富広 [2012] 「遺体確認時の遺族への支援—東日本大震災における遺族支援活動から」『トラウマティック・ストレス』第10巻第1号

船木伸江, 河田恵昭, 矢守克也, 川方裕則, 三柳健一 [2006] 「大規模災害時における遺体の処置・埋火葬に関する研究」『自然災害科学』24-4

前野良和 [2016] 「東日本大震災で遺体捜索に従事した陸上自衛隊員が精神的健康を維持した過程の検討」『トラウマティック・ストレス』第14巻第2号

宮城県警察災害警備本部(編) [2014] 『東日本大震災から3年, 警察活動の記録』

山田慎也 [2019] 「気仙沼における東日本大震災犠牲者の葬送」『国立歴史民俗博物館研究報告』第214集

横田勇 [2014] 「大規模災害時における遺体の埋火葬の在り方に関する研究」『平成24・25年度 総括研究報告書, 厚生労働科学研究費補助金健康安全・危機管理対策総合研究事業』